

報告第 3 号

専決処分の報告について《降雪による枝落下に起因する物損事故（峰山町 R4.12.18）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 3 月 27 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第2号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月14日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和4年12月18日、峰山町地内において、峰山財産区が所有する樹木の枝が降雪により相手方の住宅の屋根に落下し、瓦を破損する損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 20,020円

3 損害賠償の相手方 京丹後市峰山町在住 個人